

## 議案第 8 4 号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例

山陽小野田市組織条例（平成 2 2 年山陽小野田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「企画部」 を「企画部  
協創部」に改める。

第 2 条中

「企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関する事。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関する事。
- (3) 事務管理に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 行政改革の推進に関する事。
- (6) 合併に係る調整事項に関する事。
- (7) 総合教育会議に関する事。
- (8) 予算その他財務に関する事。
- (9) 市有財産に関する事。
- (10) 情報処理及び情報化に関する事。
- (11) シティセールスに関する事。
- (12) 観光に関する事。
- (13) 広報に関する事。

## 市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関する事。
- (2) 支所及び出張所に関する事。
- (3) 自治振興に関する事。
- (4) 市民活動に関する事。
- (5) 国際交流に関する事。
- (6) 人権及び男女共同参画に関する事。
- (7) 防犯に関する事。
- (8) 交通安全に関する事。
- (9) 広聴に関する事。
- (10) 消費生活に関する事。
- (11) 廃棄物の減量及び処理に関する事。
- (12) 環境保全及び公害防止に関する事。
- (13) 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- (14) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

」を

## 「企画部

- (1) 総合計画及び新市建設計画に関する事。
- (2) 重要政策の立案及び調整に関する事。
- (3) 事務管理に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 行政改革の推進に関する事。
- (6) 合併に係る調整事項に関する事。
- (7) 総合教育会議に関する事。
- (8) 予算その他財務に関する事。
- (9) 市有財産に関する事。
- (10) 情報処理及びデジタル推進に関する事。

## 協創部

- (1) 地域づくりに関する事。
- (2) 市民活動に関する事。

- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
- (9) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

#### 市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 防犯に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (8) 環境保全及び公害防止に関すること。

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部  <u>企画部</u>  <u>協創部</u>            市民部            福祉部            経済部            建設部            監理室            大学推進室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部            (略)</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>(1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部  <u>企画部</u></p> <p>市民部            福祉部            経済部            建設部            監理室            大学推進室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 2 条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部            (略)</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>(1) 総合計画及び新市建設計画に関すること。</u></p>

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及びデジタル推進に関すること。

#### 協創部

- (1) 地域づくりに関すること。
- (2) 市民活動に関すること。
- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。
- (6) 観光に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
- (9) スポーツに関すること（学校における体育に関する

- (2) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (3) 事務管理に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 行政改革の推進に関すること。
- (6) 合併に係る調整事項に関すること。
- (7) 総合教育会議に関すること。
- (8) 予算その他財務に関すること。
- (9) 市有財産に関すること。
- (10) 情報処理及び情報化に関すること。
- (11) シティセールスに関すること。
- (12) 観光に関すること。
- (13) 広報に関すること。

ることを除く。)。。

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 防犯に関すること。
- (4) 交通安全に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (8) 環境保全及び公害防止に関すること。

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

市民部

- (1) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (2) 支所及び出張所に関すること。
- (3) 自治振興に関すること。
- (4) 市民活動に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (7) 防犯に関すること。
- (8) 交通安全に関すること。
- (9) 広聴に関すること。
- (10) 消費生活に関すること。
- (11) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (12) 環境保全及び公害防止に関すること。
- (13) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。。
- (14) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。。

福祉部

(略)

経済部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)

(略)

監理室

(略)

大学推進室

(略)